

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	託送供給収支	託送収支計算書（その他託送供給関連収益）の記載漏れ	営業収益（その他託送供給関連収益）について、記載すべき補償料等収入の金額が未記載であった。	適正な金額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 1.(5)(6)
2	託送供給収支	託送収支計算書（租税課金）の算定誤り	営業費用（租税課金）について、配賦すべき費用の集計を誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2.(2)①
3	託送供給収支	託送収支計算書（特別利益等）の配賦誤り	特別利益等について、誤った配賦方法で算定していた。（事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正）	適正な配賦方法で算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3.(4)等
4	託送供給収支	託送収支計算書の項目の記載誤り	個別契約変更に伴う補償料収入について、誤った項目（自己託送収益）に記載していた。	適正な項目（補償料等収入）に記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 1.(5)(6)
5	託送供給収支	内部留保相当額管理表（前期末内部留保相当額等）の記載誤り	前期末内部留保相当額等について、誤った金額を記載していた。（事業者自らが検出した誤りに関する公表資料の修正）	適正な金額を記載すべきである。（訂正後の内部留保相当額管理表は公表済み。）	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 3 4.(1)
6	託送供給収支	内部留保相当額管理表（前期末内部留保相当額等）の算定誤り	前期末内部留保相当額等について、ガス事業に係る費用の一部を集計せずに誤って算定していた。	適正な算定方法で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 3 4.(1)
7	体制整備等	託送供給の業務等に関する情報の取扱いに係る規程の不備	託送供給の業務に関して知り得た情報その他その一般ガス導管事業の業務に関する情報の取扱いについて、適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を作成することとなっているが、情報漏えい時の対応に関する規程(職員が情報漏えいした場合に情報管理責任者へ報告するなど) がなかった。	適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を整備すべきである。（当該規程を整備済み）	ガス事業法施行規則第 79条の14第1項第3号
8	体制整備等	託送供給等の業務が法令等に適合することを確保するための計画の不整備	託送供給の業務その他その特定ガス導管事業の業務が法令等に適合することを確保するための計画（事業者の作成した規程等が法令等に適合しているかを自らが確認する計画）を整備していなかった。	法令等に適合することを確保するための計画を整備すべきである。（当該計画を整備済み）	ガス事業法施行規則第 127条の3第1項第10号
9	体制整備等	託送供給の業務等に関する情報の取扱いに係る規程の不備	託送供給の業務に関して知り得た情報その他その特定ガス導管事業の業務に関する情報の取扱いについて、適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を作成することとなっているが、情報漏えい時の対応に関する規程(職員が情報漏えいした場合に情報管理責任者へ報告するなど) がなかった。	適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を整備すべきである。（当該規程を整備済み）	ガス事業法施行規則第 127条の3第1項第3号
10	体制整備等	託送供給の業務等に関する情報の取扱いに係る規程の不備	託送供給の業務に関して知り得た情報その他その特定ガス導管事業の業務に関する情報の取扱いについて、適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を作成することとなっているが、情報漏えい時の対応に関する規程(職員が情報漏えいした場合に情報管理責任者へ報告するなど) がなかった。	適正なものとするために役員等が遵守すべき規程を整備すべきである。（当該規程を整備済み）	ガス事業法施行規則第 127条の3第1項第3号
11	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていないかった。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則 第 79条の14第1項第6号
12	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていないかった。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則 第 127条の3第1項第6号

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
13	財務諸表	勘定科目の整理誤り	法人税等の還付金が営業外収益で計上されていた。	税の還付については、法人税等で計上すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 取扱要領第94
14	財務諸表	勘定科目の整理誤り	供給設備として使用している照明器具の取替に係る費用が、供給販売費で整理すべきところ、一般管理費で整理されていた。	適正な科目で整理すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 別表第1
15	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の設備勘定（有形）を算定する際、計上漏れがあった。	ガス事業に係る資産としているものについては、漏れがないように計上したうえで、託送資産を算定すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
16	財務諸表	勘定科目の整理誤り	法人税等の還付金が雑収入等で計上されていた。	税の還付については、法人税等で計上すべきである。なお、この誤りにより、託送供給収支について修正を要する。	ガス事業会計規則 取扱要領第94
17	託送供給収支	託送資産明細書の託送費用算定の誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2. (4)
18	託送供給収支	託送資産明細書の託送費用算定の誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を整理すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2. (4)
19	託送供給収支	託送収益の算定誤り	自社託送収益の算定において、元となるガス売上高に遅收分を計上していなかった。	自社託送収益の算定において、元となるガス売上高には遅收分も含めて計上するべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 1. (2)
20	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の設備勘定（有形）を算定する際、計上漏れがあった。	ガス事業に係る資産としているものについては、漏れがないように計上したうえで、託送資産を算定すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
21	託送供給収支	託送資産計算書の託送費用算定の誤り	託送費用算定時の事業税の集計において、附帯事業の太陽光発電収入分を含めて計上していた。	附帯事業の太陽光発電収入相当分は除くべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2. (4)
22	託送供給収支	託送収支計算書の託送費用算定の誤り	託送収支計算書上の事業税の算定にあたり、地方税法の定めるところにより算定すべきところ、ガス売上収入を課税標準とすべき収入金額としていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
23	託送供給収支	託送収支計算書の託送費用算定の誤り	託送収支計算書上の一般管理費の業務内容の区分が、適切でなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、一般管理費は適切に業務内容を区分すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)②
24	託送供給収支	託送収支計算書の託送費用算定の誤り	その他の営業外収益・費用の整理において、附帯事業等に関わる金額を含めた金額で算定されていた。	附帯事業等に関わる金額を除いて算定するべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 3. (3) 等
25	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の設備勘定（有形）を算定する際、資産が適切に計上されていなかった。	省令に基づき正しく計上すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
26	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算出した収入課税とすべきところ、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
27	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていなかった。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第6号

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
28	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていないかった。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第6号
29	託送供給収支	託送供給収支の供給販売費の算定方法の誤り	託送供給収支の供給販売費を算定するにあたり、固定資産金額比（帳簿価額比）の固定資産帳簿価額が、誤った数値となっていた。	供給販売費を固定資産金額比（帳簿価額比）で配賦する際には、正しい固定資産帳簿価額を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）
30	託送供給収支	超過利潤計算書の当期超過利潤額の算定方法の誤り	超過利潤計算書で当期超過利潤額を算定する際の、調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等について、零を下回る数値であったが零とはせず、マイナスの数値を計上していたため、当期超過利潤額が誤った数値となっていた。	調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等は、零を下回る場合にあっては、零とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第31.（4）
31	託送供給収支	乖離率計算書の作成誤り	乖離率計算書の作成にあたり、実績費用が実際に発生した費用の額となっていないかった。	実績費用は、実際に発生した費用の額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第35.（3）
32	約款の運用	内管工事に伴う費用の負担について	内管工事費について、見積単価表に基づき適切に精算が行われていない案件が認められた。	内管工事費は、託送供給約款に基づき適正に内管工事に伴う費用の負担を行うべきである。	託送供給約款 VI. 36
33	託送供給収支	託送供給収支の供給販売費の算定方法の誤り	託送供給収支の供給販売費を算定するにあたり、固定資産金額比（取得原価比）の固定資産取得価額が、誤った数値となっていた。	供給販売費を固定資産金額比（取得原価比）で配賦する際には、正しい固定資産取得原価を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）
34	託送供給収支	事業税の算定方法の誤り	事業税の算定にあたり、地方税法の定めにより算出した収入課税とすべきところ、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって配賦していた。	事業税は、地方税法の定めるところにより、算定した額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（4）
35	託送供給収支	託送資産明細表の誤計算	託送資産明細表の託送資産を算定に係る建設仮勘定について、帳簿価格の期首期末平均又は期央残高の額で算定されていないかった。	託送資産明細表の託送資産を算定する際には、帳簿価格の期首期末平均又は期央残高の額とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.（2）
36	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていないかった。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第6号
37	約款の運用	内管工事に伴う費用の負担について	内管工事費について、見積単価表に基づき適切に精算が行われていない案件が認められた。	内管工事費は、託送供給約款に基づき適正に内管工事に伴う費用の負担を行うべきである。	託送供給約款 VI. 36
38	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていないかった。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第6号
39	託送供給収支	一般管理費の算定方法の誤り	一般管理費の算定にあたり、託送供給特定が計上されていないかった。	一般管理費は、客観的かつ合理的な基準を設定できないものは機能別原価項目の金額比によって配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）
40	託送供給収支	事業者間精算収益の算定方法の誤り	託送費用の算定にあたり、事業者間精算費が計上されていないかった。	託送供給収支の営業費用を算定する際には、事業者間精算費を加えて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）
41	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていないかった。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第6号

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
42	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていないかった。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第6号
43	財務諸表	固定資産等明細表の作成誤り	固定資産等明細表及び託送資産明細書の繰延資産を算定するにあたり、長期前払費用として整理すべき経費を誤って繰延資産に計上していた。	当該経費は、長期前払費用として整理すべきである。 なお、託送資産明細書について修正を要する。	ガス事業会計規則第2条別表第1
44	託送供給収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	託送収支計算書の事業税は県税事務所に申告した当該事業年度の事業税額を計上すべきところ、誤った額を計上していた。	事業税は地方税法の定めるところにより算定した額（県税事務所に申告した当該事業年度の事業税額）で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 2.（4）
45	託送供給収支	超過利潤計算書の誤計算	超過利潤計算書の調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に係る法人税等について、誤ってマイナスの実数値を計上していた。	調整後税引前託送供給関連部門当期純利益に法定実効税率を乗じて得た額が零を下回る場合は、零とすべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第5条 別表第3 1.（4）
46	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費（需要開発費）の機能別展開において、小売事業として整理すべき経費を、総人員比をもって託送事業の経費にも配賦していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 2.（1）
47	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費（雑費）の機能別展開によって総人員比で配賦された託送経費の中に、託送収支に該当しないものが含まれていた。 また、同経費のなかで託送事業との関係が明確でない経費を、総人員比をもって託送事業の経費にも配賦していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 2.（1）
48	託送供給収支	その他の営業外収益の算定誤り	営業外収益（その他の営業外収益）を算定するにあたり、小売事業として整理すべき収益を、機能別原価項目の金額比をもって託送事業にも配賦していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 3.（3）
49	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者が、当該会社の役員とはなっていないかった。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第6号
50	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費（需要開発費）の機能別展開において、小売事業の経費として整理すべきところ、総人員比をもって託送事業の経費にも配賦していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 2.（1）
51	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費（雑費）の機能別展開によって総人員比で配賦された託送経費の中に、託送収支に該当しないものが含まれていた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 2.（1）
52	体制整備等	法令順守責任者の不設置及び情報管理責任者の要件の不備	法令遵守責任者が選任されず、また情報管理責任者については当該会社の役員とはなっていないかった。	法令等の遵守を司る法令遵守責任者を選任するとともに、情報管理責任者については法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第6、9、10号
53	託送供給収支	供給販売費の機能別展開における配賦係数の誤り	供給販売費（厚生福利費）の機能別展開において、正社員の退職給付に関する費用を、退職金を支払われない嘱託社員も含めた総人員比をもって機能別展開されていた。	配賦係数は嘱託社員を含めた「総人員比」ではなく「社員比」をもって整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 2.（1）
54	託送供給収支	託送収支計算書の託送費用算定誤り	特定ガス導管事業者（供給販売費と一般管理費を区分し整理している事業者）が一般管理費を算定するにあたり、機能別原価項目の金額比をもって整理すべきところ、一部の費用（固定資産除却費と減価償却費）が固定資産金額比をもって機能別展開されていた。また営業外費用（雑支出等）の中で託送事業との関係が明確でない経費を、機能別原価項目金額比をもって、託送事業の経費にも配賦していた。	省令等に基づき適切に配賦すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 2.（2）③、3.（3）
55	託送供給収支	託送収支計算書の事業税記載誤り	託送収支計算書の事業税は県税事務所に申告した当該事業年度の事業税額を計上すべきところ、誤った額を計上していた。	事業税は地方税法の定めるところにより算定した額（県税事務所に申告した当該事業年度の事業税額）で整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 2.（4）

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
56	託送供給収支	資金運用に係る営業外収益の算定誤り	営業外収益（資金運用）を整理する際の「料金収入比」を算定するにあたり、誤って託送部門の収益をガス事業売上高、営業雑収益の合計額（附帯事業収益を除いた額）で除した率としていた。	適正な料金収入比により資金運用に係る営業外収益を整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第3条 別表第1 3.（1）
57	体制整備等	法令遵守責任者の未設置	法令等を遵守するための体制の確保に係る責任者を配置すべきところ配置されておらず、社内規程にも規定されていなかった。	法令遵守責任者を配置し、社内規程においても規定すべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第9号
58	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数に算定が誤りがあった。	正しい配賦係数により託送費用を算定し、託送収支計算書に反映すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2.（2）
59	託送供給収支	託送資産明細書設備勘定（有形）の計上誤り	ガス事業にかかる有形固定資産として整理されている資産が適切に計上されていなかった。	省令に基づき適正な数値を用いて算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2（第4条関係） 1.
60	体制整備等	規程の未作成	遵守すべき規程が作成されていなかった。	省令に基づき、作成する必要がある。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第3号
61	財務諸表	営業費明細表の計上誤り	営業費明細表において、計上すべきものが適切に計上されていなかった。	営業費明細表に適切な費用を計上して算定する必要がある。営業費明細表の修正により、託送収支計算書の修正を要する。	ガス事業会計規則第13条第1項
62	託送供給収支	託送収支計算書特別損失の計上漏れ	特別損失において、計上漏れがあった。	省令に基づき正しく整理する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係） 3.（8）
63	託送供給収支	託送資産明細書設備勘定（有形）の計上誤り	ガス事業にかかる有形固定資産として整理されている資産が適切に計上されていなかった。	省令に基づき適正な数値を用いて算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2（第4条関係） 1.
64	託送供給収支	託送収支計算書事業税の算定誤り	託送収支計算書における「事業税」について、誤って算定していた。	省令に基づき適正な数値を用いて算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係） 2（4）
65	託送供給収支	託送資産明細表の運転資本の算定誤り	託送資産の運転資本を計算するにあたり、固定資産除却損が適切に計上されていなかった。	省令に基づき適正な数値を用いて算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2（第4条関係） 1.
66	体制整備等	規程の未作成	遵守すべき規程が作成されていなかった。	省令に基づき、作成する必要がある。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第3号
67	託送供給収支	託送収支計算書営業費用等の配賦誤り	託送収支計算書における営業費用について、共通部分を誤った配賦方法で算定していた。	適正な配賦方法で算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係） 2（2）
68	託送供給収支	導管投資額明細表金額誤り	特定導管投資額明細表において、当期投資額が適切に計上されていなかった。	様式に従い適正な数値を用いて金額で記載すべき。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2（第4条関係） 1.
69	託送供給収支	乖離率計算書計算方法誤り	乖離率計算書の想定原価及び実績費用の算定について、誤った方法で算定していた。	省令に基づき、適正な数値を用いて算定する必要がある。	ガス事業託送収支計算規則別表第3（第5条関係） 1.（7）

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
70	託送供給収支	託送収支計算書 自社託送収益の算定誤り	自社託送収益の託送供給量及び託送収益について、誤った方法で算定していた。	省令に基づき適正な数値を用いて計上する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係） 1（2）
71	託送供給収支	託送資産明細表 無形固定資産の算定誤り	ガス事業にかかる無形固定資産として整理されている資産が適切に計上されていなかった。	省令に基づき適正な数値を用いて算定する必要がある。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2（第4条関係） 1
72	財務諸表	振替労務費の算定誤り	受注工事に係る振替労務費の算定に誤りがあった。	受注工事に係る労務費について誤りの無い振替割合で算定するよう指導した。労務費の修正により、託送収支について修正を要する。	ガス事業会計規則第2条別表第一
73	体制整備等	託送供給業務に関する規程の不備	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めていなかった。	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めるよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の1 4第1項 3号
74	体制整備等	託送供給業務に関する記録方法の不備	託送供給業務について、自社のガス小売事業又はガス製造事業に係る部門との取引及び連絡調整の経緯等について、記録し保存することとしていなかった。	託送供給業務について自社のガス小売事業又はガス製造事業に係る部門との取引及び連絡調整の経緯等について、自社でも記録し保存するよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の1 4第1項 8号
75	体制整備等	託送供給業務に関する規程の不備	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めていなかった。	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めるよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の1 4第1項 3号
76	体制整備等	託送供給業務に関する規程の不備	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めていなかった。	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めるよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の1 4第1項 3号
77	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産に係る無形固定資産及び本支管投資額実績の算定を誤っていた。	小売部門に係る資産及び投資額は除いて算定を行うよう指導した。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
78	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費に係る保険料及び委託作業費の費用の配賦を誤っていた。	保険料及び委託作業費のうち検針に係る費用について、適正に配賦して算定を行うよう指導した。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）②
79	託送供給収支	託送資産等の算定誤り	有形固定資産について、ガス事業以外の事業に係る資産を含めて算定していた。	有形固定資産等の算定は、ガス事業以外の事業に係る資産は除くよう指導した。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
80	託送供給収支	導管投資額明細表の入力誤り	導管投資額明細表の当期投資額の誤入力	転記（入力）誤りのないよう、また、入力後の確認を十分行い算定誤りが発生しないよう指導した。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4.
81	体制整備等	託送供給業務に関する規程の不備	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めていなかった。	託送供給業務に関して知り得た情報等の漏えい時に採るべき対応や目的外使用等を把握した際の措置について、社内規程等において定めるよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の1 4第1項 3号
82	託送供給収支	託送資産の算定誤り	誤った令和3年度期首簿価を使用したことから託送資産の算定が誤っていた。	期首期末の簿価の算出等にあたり、金額の整合性などの確認・チェックを十分に行い、算定誤りが発生しないよう指導した。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
83	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者について、役員をもって充てられていなかった。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則第79条の1 4第1項 6号
84	体制整備等	情報管理責任者の要件の不備	情報管理責任者について、役員をもって充てられていなかった。	情報管理責任者の法的要件を満たす役員を充てるべきである。	ガス事業法施行規則第127条の3第1項 6号

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
85	託送供給収支	供給販売費の機能別展開（固定資産除却費）の算定誤り	供給販売費の固定資産除却費の機能別展開において、固定資産金額比（帳簿価額比）で配賦すべきところ、総人員比で配賦し算定されていた。	供給販売費の固定資産除却費の算定については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、固定資産金額比（帳簿価額比）で配賦し適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
86	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	運転資本算定に係る控除項目の算定において、供給販売費の固定資産除却損については、固定資産金額比（帳簿価額比）で配賦すべきところ総人員比で配賦されていた。また、一般管理費の控除項目の算定については、減価償却費及び固定資産除却損が正しく控除されていなかった。	運転資本の控除項目である減価償却費及び固定資産除却損の算定については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、それぞれ適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
87	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	託送資産明細書の運転資本の算定において、一般管理費の控除項目を算出する際に、固定資産除却費のうち固定資産除却損のみを控除すべきところ、固定資産除却費全額を控除していたため、誤った金額が計上されていた。	運転資本については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、固定資産除却損を適正に算定し、ガス事業に係る費用から控除して算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
88	託送供給収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表において、2021年度本支管（主要導管以外）に供給管を含めた実績額が計上されていた。	本支管投資額実績表については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、供給計画（導管）第6表の投資額の「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
89	体制整備等	法令遵守責任者の未設置	託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第9号
90	体制整備等	情報管理規程の未策定 法令遵守責任者の未設置	託送供給業務に関する情報管理規程を定めていなかった。また、託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	託送供給業務に関する情報管理規程の策定を指導した。また、法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第3号、第9号
91	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数の算定にあたり、固定資産金額比（取得原価比、帳簿価額比）、導管延長比が前年度の数値をもとに算定されていた。このため、供給販売費、一般管理費、営業外収益(その他)・営業外費用（資金調達、その他）及び特別損失について、託送費用の抽出が誤って算定されていた。	供給販売費の機能別配賦係数については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正な固定資産金額比（取得原価比、帳簿価額比）、導管延長比を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8) 他
92	託送供給収支	営業外収益の「資金運用金額」及び「その他」金額の誤り	営業外収益の算定において、「資金運用」に計上すべき受取配当金収益が、「その他」収益に計上し算定されていた。	営業外収益の「資金運用」及び「その他」については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に区分し計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (1)(3)
93	託送供給収支	託送資産明細書の算定の誤り	託送資産明細書における設備勘定（有形）について、託送資産として機能別項目に展開すべき内保管保安に係る費用が適正に計上されていなかった。	託送資産明細書における設備勘定（有形）の機能別項目・金額については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、固定資産台帳等との整合性を図り適正な金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
94	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の算定において、事業税を除いて整理すべきところ、事業税を含めて算定されていた。	一般管理費を算定する際は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税を除いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)
95	託送供給収支	営業外費用の算定誤り	営業外費用の算定において、「資金調達」に計上すべき支払利息が「その他」費用に計上されていた。	営業外費用の「資金調達」及び「その他」については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に区分し計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (3)
96	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	営業外収益の算定において、直近の料金改定時に料金原価に繰り込まれていた費用が「雑収入」に計上されず、「その他」収益に計上されていた。	営業外収益の雑収入及びその他については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に区分し計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (3)
97	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費の機能別展開にあたり、事業税を含めて算定されていた。	一般管理費を算定する際は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税を除いて算定するべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
98	託送供給収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表において、2020年度について、工事負担金収入額を重複計上していた。	本支管投資額実績表については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、供給計画（導管）第6表の投資額の「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
99	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数において、固定資産金額比（帳簿価額比）の金額が前年度と同様の数値を用いて算定されていた。	供給販売費の機能別配賦係数の算定については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正な金額を用いて算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.（2）
100	託送供給収支	託送資産明細書の算定の誤り	託送資産明細書における設備勘定（有形）について、託送資産として機能別項目に展開すべき内管保安に係る費用が適正に計上されていなかった。	託送資産明細書における設備勘定（有形）の機能別項目・金額については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、固定資産台帳等との整合性を図り適正な金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
101	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	託送資産明細書の運転資本の算定において、供給販売費の控除項目を算出する際に、固定資産除却損に工事費を含めて計上していたため、誤った金額が計上されていた。	運転資本については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、固定資産除却損を適正に算定し、ガス事業に係る費用から控除して算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
102	託送供給収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表において、2021年度本支管（主要導管以外）に供給管を含めた実績額が計上されていた。	本支管投資額実績表については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、供給計画（導管）第6表の投資額の「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
103	託送供給収支	営業外費用の算定誤り	営業外費用の「資金調達」の算定において、社債発行費の一部の費用を含まずに算定されていた。それに伴い、特別損失を算定する際の機能別原価項目金額比・配賦係数にも修正が生じたことにより託送供給関連部門に係る特別損失も誤った金額となっていた。	営業外費用の「資金調達」は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.（5）
104	託送供給収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表において、2021年度本支管（主要導管以外）に供給管を含めた実績額が計上されていた。	本支管投資額実績表については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、供給計画（導管）第6表の投資額の「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
105	体制整備等	法令遵守責任者の未設置	託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第9号
106	体制整備等	法令遵守責任者の未設置	託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第9号
107	体制整備等	法令遵守責任者の未設置	託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第9号
108	託送供給収支	本支管投資額の算定誤り	本支管投資額実績表において、2021年度の本支管投資額に誤りがあった。	本支管投資額実績表については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、供給計画（導管）第6表の投資額の「主要導管」及び「本支管（主要導管以外）」に係る投資額について、直近5年間の実績額を記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
109	体制整備等	法令遵守責任者の未設置	託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第9号
110	託送供給収支	託送資産明細書の設備勘定（有形）の算定誤り	託送資産明細書における設備勘定（有形）について、託送資産として機能別項目に展開すべき内管保安に係る費用が適正に計上されていなかった。	託送資産明細書における設備勘定（有形）の機能別項目・金額については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、固定資産台帳等との整合性を図り適正な金額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2

2022年度ガス事業監査結果

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
111	託送供給収支	託送収益の算定の誤り	営業外収益の「雑収入」の算定において、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	営業外収益の「雑収入」の算定については、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていた収入のみを「雑収入」に整理し計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3.(2)
112	託送供給収支	託送収支計算書の記載誤り	様式第1（第3条関係）託送収支計算書収益項目における（償却分工事負担金収入）については、複数期に分割して整理した場合はその旨の脚注が必要であるが、未記載であった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、脚注は適正に記入すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1、1.(8)
113	体制整備等	法令遵守責任者の未設置	託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第127条の3第1項第9号
114	体制整備等	情報管理規程の未策定 法令遵守責任者の未設置	託送供給業務に関する情報管理規程を定めていなかった。 また、託送業務等における法令遵守責任者が設置されていなかった。	託送供給業務に関する情報管理規程の策定を指導した。また、法令遵守責任者を設置するよう指導した。	ガス事業法施行規則第127条の3第1項第3号、第9号